**貸借対照表の公告を「ただし書き」として追記した場合の定款附則記載例**

「貸借対照表の公告」の定款変更を行った場合に、その施行日は「総会議決日から」でもなく「所轄庁の認証日から」でもなく、改正法に規定された施行日からになり、しかもまだ具体的月日が定まっていません。

このため、定款附則を記載する場合は、以下の例を参考にしてください。

①貸借対照表の公告のみの定款変更の場合

附則（平成○年○月○日社員総会（あるいは「総会」）議決）

この定款は、改正法附則の「第2号施行日」（あるいは「改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日」）から施行する。

②他の条項の変更がある場合

(1)定款変更届出書の場合

附則（平成○年○月○日社員総会（あるいは「総会」）議決）

この定款は、社員総会議決の日（あるいは「平成○年○月○日」）から施行する。

但し、第54条後段ただし書きの規定は、改正法附則の「第2号施行日」（あるいは「改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日」）から施行する。

(2)定款変更認証申請の場合

附則（平成○年○月○日社員総会（あるいは「総会」）議決）

この定款は、所轄庁の定款変更認証日から施行する。

但し、第54条後段ただし書きの規定は、改正法附則の「第2号施行日」（あるいは「改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日」）から施行する。

③設立認証申請の場合（附則第1条に「但し」以下の文章を追加する）

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。但し、第54条後段ただし書きの規定は、改正法附則の「第2号施行日」（あるいは「改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日」）から施行する。

注１：「この定款は」は「この改正は」でも可。

注２：「あるいは・・・」はどちらかの表現を記載してください。「総会」「社員総会」のいずれかは、各法人でどう定めているか確認してください。

注３：第「54」条とはモデル定款の条項です。各法人の定款で「公告の方法」条項を確認してください。